

令和7年度廿日市地域防災計画の修正について

1 概要

廿日市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定めるものであり、防災会議において、毎年度、修正を行っている。また、防災会議は例年5月頃の開催としていたが、国の防災基本計画や広島県地域防災計画の修正内容をより早いタイミングで本市の地域防災計画に反映させるため、令和7年度から開催時期を10月に変更して開催した。

この度の修正は、本市の組織改編等に伴う体制等の見直し、本市防災会議委員からの意見、広島県地域防災計画、令和6年能登半島地震等を踏まえ、内容の一部を修正するものである。

2 主な修正案の内容

(1) 組織体制等の見直し

令和7年度の組織改編等を踏まえ、災害予防対策及び災害応急対策における本市の体制及び業務の見直しを行う。

No.	該当箇所	項目	内容	計画 ページ番号
1	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策における体制及び業務	本部組織に都市開発対策班の新設	組織改編に伴い、特定の開発地(新機能都市開発事業、未来物流産業団地造成事業)の防災対策を専門的に対応するための班を設置する。	101, 104 108, 115
2	第3章 災害応急対策計画 第2節 市の防災体制 第1項 防災体制の確立	災害警戒本部員の追加	災害警戒本部から災害対策本部へ体制移行した場合の情報共有を滞りなく行うため、警戒本部員と対策本部員の構成員を同じにする。(警戒本部員に教育長及び消防長を追加する)	101, 122

(2) 本市防災会議委員からの意見を踏まえた修正（軽微な修正を除く）

No.	該当箇所	項目	内容	計画 ページ番号
1	第3章 災害応急対策計画 第7節 救助・救急、医療救護、遺体の取扱い 第3項 行方不明者等の捜索・遺体の処理・火葬	遺体の検案班の編制に歯科医師を追加	遺体の検案は、医師、歯科医師及び補助者からなるチームで行うことが望ましいこと、身元不明の遺体は、歯科医師によりデンタルチャートを作成し、身元の特定を行うことがあることから、検案班の編制に歯科医師を追加する。	232

(3) 広島県地域防災計画の変更に伴う修正（軽微な修正を除く）

主に令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて修正された内容を中心に令和6・7年度の2ヶ年分の修正内容を反映する。

No.	該当箇所	項 目	内 容	計画 ページ番号
1	第2章 災害予防計画 第2節 被害の発生・拡大防災対策の推進 第7項 都市の防災構造化	所有者不明土地の防災対策活用	市は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。	25
2	第2章 災害予防計画	上下水道施設の耐震化	水道事業者及び下水道管理者は、連携して上下水道施設の急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。	27, 28, 29
3	第2節 被害の発生・拡大防止対策の推進 第8項 ライフラインの整備	上下水道施設が被災した場合の対応	市、水道事業者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時には速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。	
4	第2章 災害予防計画 第3節 市民の防災活動の促進	多様なニーズへの配慮	市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	35
5	第2章 災害予防計画	災害情報の収集・伝達等に関する機器等の多重化・耐震化の推進	市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備、防災行政無線や公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。	49
6	第4節 災害応急対策の備え 第2項 情報収集・広報体制の整備・充実	通信途絶に関する対策の推進	市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。	49
7	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第3項 広域応援体制の整備・充実	応援職員等の宿泊場所の確保	市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。	51
8	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第5項 避難体制の整備	要配慮者支援における多様な情報伝達手段の確保	市は、福祉避難所として、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。	59

No.	該当箇所	項 目	内 容	計画 ページ番号
9		指定避難所の利用計画の作成	市は、あらかじめ指定緊急避難場所等となる施設について、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。	60
10		指定避難所における環境整備の推進	市は、指定避難所において給水タンクやパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、衛星通信を活用したインターネット機器、トイレカー等の快適なトイレの整備等に努めるものとする。また、必要な施設等の整備及び調達のための事業者と協定の締結に努める。	60
11		在宅避難者への事前対策	市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	61
12		車中泊避難者へ事前対策	市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	61
13		被災者支援	市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。	61
14	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第5項 避難体制の整備 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	スフィア基準を踏まえた生活環境の確保	市は、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努める。	62, 342
15	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第5項 避難体制の整備	孤立集落対策の推進	市は、道路の被害などによる孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。 (1)災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握 (2)指定避難所、集落、世帯等での水、食糧、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備 (3)無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備 (4)情報通信手段の確保 (5)臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確保 (6)孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施	65

No.	該当箇所	項 目	内 容	計画 ページ番号
16	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第5項 避難体制の整備	動物愛護管理の体制整備 の推進	市は、平常時から指定避難所等への家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。 また、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。	65
17	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第5項 避難体制の整備 第4章 災害復旧計画 第1節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保	災害ケースマネジメント の仕組みの整備	市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を持続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。	66, 308
18	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策の備え 第6項 要配慮者及び避難行動要支援者対策	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画における デジタル技術の活用	市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。	70, 71
19	第2章 災害予防計画 第4節 災害応急対策への備え 第15項 食糧・生活必需品供給体制の整備	輸送手段の確保	市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食糧・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	86
20	第3章 災害応急対策計画 第9節 避難生活支援 第1項 避難所の開設・運営 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	避難者の健康状態等に係る 必要な措置	市は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況等の把握に努め、必要な処置を講ずる。 市は、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食糧等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講ずる。	244, 343
21	第3章 災害応急対策計画	家庭動物との同行避難者 への対応	市は、指定緊急避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	245
22	第9節 避難生活支援 第1項 避難所の開設・運営	車中泊避難者への支援	市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食糧等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	246

No.	該当箇所	項 目	内 容	計画 ページ番号
23		在宅避難者への支援	市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食糧等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	246

(4) その他の修正事項

ア その他、語句の修正、記述の整理等の軽微な修正を行う。

イ 資料編について、最新の内容に改め、新たに締結した災害に関する協定を追加する。

	協定名	団 体	内 容
1	災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定書	日本ドローン機構株式会社 ティーエスアルフレッサ株式会社	災害時の無人航空機による物資輸送や情報収集
2	災害時における物資輸送及び情報収集等に関する協定	株式会社メビウストラנסポート	災害時の物資輸送及び無人航空機による情報収集
3	損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	三井住友海上火災保険株式会社	損害調査結果（浸水被害の深さ、被害状況の写真等）の提供
4	災害時相互応援に関する協定	大阪府富田林市	生活必需品・必要な資機材の提供、応援職員の派遣、避難者の受け入れ施設の提供等
5	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社キロク	資機材の提供、操作の指導、設置及び撤去